

## 警報発令時等の登校について

石川県立志賀高等学校 校長

警報発令時等における登校については、以下のとおりとしますのでご確認ください。

1 志賀町（本校所在地）において暴風警報や暴風雪警報、大雪警報（以下、暴風・暴風雪・大雪特別警報を含む）、大津波警報等が6時の段階で発令されているとき

登校するか自宅待機（家庭学習）とするかの判断は、校長が行い、原則6時までには一斉メール配信（こらぼる）にて連絡します。自宅待機中、11時までに上記警報が解除された場合は、安全を第一に、速やかに登校してください。ただし、適当な交通手段がない場合は、原則自宅待機(家庭学習)とします。解除された時間を考慮し、授業を行います。

2 志賀町における上記警報の発令によって自宅待機となり、11時になっても解除されないとき

登校時の安全が確保できないと校長が判断した場合は、休校とします。一斉メール配信にて速やかに連絡します。自宅待機や休校時は主体的に学習に取り組んでください。

3 上記の警報が発令されていないが、北陸鉄道バス等が悪天候のため運転を見合わせているとき

普段よりこれらの交通手段を利用しており、他に適当な交通手段がない場合、該当する生徒は自宅待機とします。

4 震度5強以上の地震が発生したときなど、登下校時の安全が確保できないと校長が判断した場合は、自宅待機とすることがあります。

令和6年8月20日